



平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。

お知らせ版

大和郡山市 広報

つながり

6/15

2016

平成 28 年 6 月 15 日号 No.1119

編集・発行 大和郡山市 総務部 企画政策課

大和郡山市役所 〒 639-1198 北郡山町 248-4

☎ 53-1151 (代) FAX 53-1049 (代)

http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/

あきや

空家の調査をはじめます

6月15日(水)～12月末に、市内全域で、消防団員が調査を行います。

近年の人口減少もあって、市内においても空家が目立つようになりました。

このため、昨年3月「大和郡山市空家等の適正管理に関する条例」を制定して、

管理不全の空家への対策を実施することになりました。その一環として、空家の調査をはじめます。



地域の防災・防犯
のために
ご協力を!

Q どのような調査をするのですか？

A まず、市内全域の空家についてどんな状態か地域の消防団員が調査します。

人が住んでいないなど、建物の管理が十分にされていないため、倒壊の危険、瓦の落下、悪臭の発生、樹木の繁茂、景観の阻害があるなど、近隣住民の生命や財産に危険や損害を与える可能性のある建物を、国の法律では「特定空家等」と呼びます。

今回の調査では、市内全域の空家の調査と写真撮影を行い「特定空家等」にあてはまる項目がある建物を抽出していきます。

※当初の調査は、外観調査のみで、建物敷地には立ち入りません。

※マンション・長屋・アパートの空き部屋は除きます。

①消防団による
外観調査(6月～)

抽出

②所有者通告後
市の担当者が
内部立ち入り

危険

③「特定空家等」
に認定

Q 「特定空家等」と判定された建物は、どうなるのですか？

A 市から所有者へ改善を求めていきます。

消防団による調査で、抽出された建物は、事前に所有者へ通告したうえで、後日、市の担当者が空家の内部立ち入り調査に入ります。その時に、柱の傾斜度の測定や瓦の落下等が無いかを調査し、「特定空家等の判定表」により管理不全とみなされた場合は、「特定空家等」に認定します。

～空家の管理は、所有者の責任です！～

「特定空家等」に認定された建物については、国の法律に基づき、市より所有者へ①助言・指導 ②勧告 ③命令という順で、所定の改善を求めていきます。

なお、②勧告を受けた場合は、その空家のある土地が、住宅地特例を受ける事ができなくなり、固定資産税等の金額が上がることがあります。

また、③命令をうけたにも関わらず対処されない場合は、空家の所在地・所有者等の情報の公表を行ったり、行政代執行を受ける場合もあります(行政代執行の費用は所有者に請求されます)。

「特定空家等」

①助言・指導

改善なし

②勧告

改善なし

③命令

改善なし

情報の公表や行政
代執行の可能性

Q なぜ、消防団が調査するのですか？

A 地域に精通、今後に活かすために依頼しました。

消防団は、地域住民の中から志願し、ボランティア精神を持って地域の防火防災活動に従事しています。地域の事情に精通し、また調査結果が今後の消防団の防火活動に活かせることから、調査を消防団に依頼することとなりました。

調査では、濃紺とオレンジの活動服の消防団員が2人1組で調査に伺います。

空家の調査や管理についての問合せは…

市民安全課 (内線 624)

